

地域計画

策定年月日	令和7年3月24日
更新年月日	
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)
地域名 (地域内農業集落名)	北三神地区 (三城目、西原、須乗新田、須乗本田、南沢、神田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	203.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	195.2 ha
② 田の面積	132.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	71.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進行しており、農業の担い手となる若年層が非常に少ない状況。後継者がいない農家が増加しており、農業を継続するための基盤が脆弱化している。
 農業用設備や農機具、資材の価格が高騰しており、特に中小規模の農家にとって経済的負担が増大している。また、老朽化した設備の更新が進まない状況にある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域農業の持続可能性を高めるため、担い手の育成と農地の効率化を図る。
 地域全体での協力体制を強化し、地域農業の将来に向けた具体的な目標と計画を策定する必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
担い手への農地集約化と効率化を推進することが重要。 圃場整備を行い、分散した農地を集約し、作業効率を向上させることが喫緊の課題である。 耕作放棄地を防止し、農地の適正利用を図ることが地域農業の持続可能性を確保する。					
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	70	%	将来の目標とする集積率	70	%

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

地域の担い手の状況に応じて、農地の集約化を進めていく。
規模縮小やリタイアの意向が示された農地については、引き受け意向のある入作者を紹介し、耕作放棄地が発生しないよう努める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を推進する。農地の賃貸借を円滑化し、利用可能な農地を有効活用する体制を整備することが重要である。

地域ごとに分散している農用地を集団化することにより、効率的な農作業を可能にする。区画整備や農道の拡幅など、基盤整備を進めることが重要である。

地域農業者、関係機関が一体となり、農地集積・集団化の方針について話し合いを行う協議体制を強化することが求められる。

(2)農地中間管理機構の活用方法

地域の実情を踏まえ必要に応じ、農地中間管理機構の活用を検討していく。

(3)基盤整備事業への取組

必要に応じて検討していく

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく。

後継者の確保、育成に努める。

県や町、JAと連携を図りながら新規就農者を確保、育成する。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業効率化を図るため、防除作業の委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

②有機・減農薬・減肥料

・地域で有機農業へ切り替えを検討する

③スマート農業の検討

・農業者の高齢化、担い手不足、基盤整備事業による農業区画拡大に伴い、将来的にスマート農業を検討する

⑦保全・管理等

・地域で水路の維持管理や、ほ場や農道の草刈りなどを継続していく

・農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む

・三城目中町地区、根岸地域資源保全会、西原地区農地環境を守る会における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり

⑧農業用施設

・農地を支える水路やポンプ等の基幹施設設備の適切な機能保全を図る

・国や県の補助を活用しながら、改良、点検・整備の充実及び適正化を図る

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

No.	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和11年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
1	利用者	A	水稲	0.35 ha	ha	水稲	0.35 ha	ha	A	
2	利用者	B	複合経営	2.55 ha	ha	複合経営	2.55 ha	ha	B	
3	利用者	C	水稲	0.69 ha	ha	水稲	0.69 ha	ha	C	
4	利用者	D	複合経営	0.25 ha	ha	複合経営	0.25 ha	ha	D	
5	利用者	E	水稲	0.15 ha	ha	水稲	0.15 ha	ha	E	
6	利用者	F	水稲	2.16 ha	ha	水稲	2.16 ha	ha	F	
7	利用者	G	複合経営	2.71 ha	ha	複合経営	2.71 ha	ha	G	
8	利用者	H	複合経営	0.04 ha	ha	複合経営	0.04 ha	ha	H	
9	利用者	I	複合経営	0.05 ha	ha	複合経営	0.05 ha	ha	I	
10	利用者	J	水稲	0.21 ha	ha	水稲	0.21 ha	ha	J	
11	利用者	K	複合経営	0.01 ha	ha	複合経営	0.01 ha	ha	K	
12	利用者	L	水稲	0.53 ha	ha	水稲	0.53 ha	ha	L	
13	利用者	M	複合経営	0.14 ha	ha	複合経営	0.14 ha	ha	M	
14	利用者	N	水稲	0.2 ha	ha	水稲	0.2 ha	ha	N	
15	利用者	O	複合経営	0.97 ha	ha	複合経営	0.97 ha	ha	O	
16	認農	P	水稲	4.8 ha	ha	水稲	4.8 ha	ha	P	
17	認農	Q	複合経営	2.79 ha	ha	複合経営	2.79 ha	ha	Q	
18	利用者	R	水稲	0.95 ha	ha	水稲	0.95 ha	ha	R	
19	利用者	S	水稲	2.45 ha	ha	水稲	2.45 ha	ha	S	
20	認農	T	水稲	0.94 ha	ha	水稲	0.94 ha	ha	T	
21	利用者	U	複合経営	0.51 ha	ha	複合経営	0.51 ha	ha	U	
22	利用者	V	複合経営	0.96 ha	ha	複合経営	0.96 ha	ha	V	
23	利用者	W	水稲	0.74 ha	ha	水稲	0.74 ha	ha	W	
24	利用者	X	水稲	0.12 ha	ha	水稲	0.12 ha	ha	X	
25	利用者	Y	複合経営	0.29 ha	ha	複合経営	0.29 ha	ha	Y	
26	利用者	Z	複合経営	2.47 ha	ha	複合経営	2.47 ha	ha	Z	
27	利用者	AA	複合経営	1.88 ha	ha	複合経営	1.88 ha	ha	AA	
28	利用者	AB	複合経営	0.12 ha	ha	複合経営	0.12 ha	ha	AB	
29	利用者	AC	複合経営	0.38 ha	ha	複合経営	0.38 ha	ha	AC	
30	利用者	AD	水稲	0.88 ha	ha	水稲	0.88 ha	ha	AD	
31	利用者	AE	複合経営	3.67 ha	ha	複合経営	3.67 ha	ha	AE	
32	認農	AF	水稲	0.81 ha	ha	水稲	0.81 ha	ha	AF	
33	利用者	AG	水稲	0.28 ha	ha	水稲	0.28 ha	ha	AG	
34	利用者	AH	複合経営	0.54 ha	ha	複合経営	0.54 ha	ha	AH	
35	利用者	AI	複合経営	0.39 ha	ha	複合経営	0.39 ha	ha	AI	
36	利用者	AJ	水稲	1.47 ha	ha	水稲	1.47 ha	ha	AJ	
37	利用者	AK	複合経営	1.56 ha	ha	複合経営	1.56 ha	ha	AK	
38	利用者	AL	水稲	0.53 ha	ha	水稲	0.53 ha	ha	AL	
39	認農	AM	複合経営	3.47 ha	ha	複合経営	3.47 ha	ha	AM	
40	利用者	AN	水稲	0.63 ha	ha	水稲	0.63 ha	ha	AN	
41	利用者	AO	複合経営	3.46 ha	ha	複合経営	3.46 ha	ha	AO	
42	利用者	AP	水稲	0.04 ha	ha	水稲	0.04 ha	ha	AP	
43	利用者	AQ	水稲	0.09 ha	ha	水稲	0.09 ha	ha	AQ	
44	利用者	AR	複合経営	0.93 ha	ha	複合経営	0.93 ha	ha	AR	
45	利用者	AS	複合経営	0.09 ha	ha	複合経営	0.09 ha	ha	AS	
46	利用者	AT	複合経営	1.07 ha	ha	複合経営	1.07 ha	ha	AT	
47	利用者	AU	複合経営	2.69 ha	ha	複合経営	2.69 ha	ha	AU	
48	利用者	AV	複合経営	0.33 ha	ha	複合経営	0.33 ha	ha	AV	
49	利用者	AW	水稲	1 ha	ha	水稲	1 ha	ha	AW	
50	利用者	AX	複合経営	5.33 ha	ha	複合経営	5.33 ha	ha	AX	
51	利用者	AY	複合経営	1.09 ha	ha	複合経営	1.09 ha	ha	AY	
52	認農	AZ	複合経営	5.17 ha	ha	複合経営	5.17 ha	ha	AZ	
53	利用者	BA	水稲	0.66 ha	ha	水稲	0.66 ha	ha	BA	
54	認農	BB	複合経営	6.47 ha	ha	複合経営	6.47 ha	ha	BB	
55	認農	BC	複合経営	1.74 ha	ha	複合経営	1.74 ha	ha	BC	
56	利用者	BD	水稲	1.14 ha	ha	水稲	1.14 ha	ha	BD	
57	利用者	BE	複合経営	0.88 ha	ha	複合経営	0.88 ha	ha	BE	
58	利用者	BF	水稲	0.16 ha	ha	水稲	0.16 ha	ha	BF	
59	利用者	BG	複合経営	0.04 ha	ha	複合経営	0.04 ha	ha	BG	
60	利用者	BH	複合経営	0.43 ha	ha	複合経営	0.43 ha	ha	BH	
61	認農	BI	複合経営	3.71 ha	ha	複合経営	3.71 ha	ha	BI	
62	利用者	BJ	複合経営	0.56 ha	ha	複合経営	0.56 ha	ha	BJ	
63	利用者	BK	複合経営	1.32 ha	ha	複合経営	1.32 ha	ha	BK	

64	利用者	BL	複合経営	0.51	ha	ha	複合経営	0.51	ha	ha	BL	
65	利用者	BM	水稲	0.54	ha	ha	水稲	0.54	ha	ha	BM	
66	利用者	BN	複合経営	2.74	ha	ha	複合経営	2.74	ha	ha	BN	
67	利用者	BO	水稲	0.37	ha	ha	水稲	0.37	ha	ha	BO	
68	利用者	BP	複合経営	3.96	ha	ha	複合経営	3.96	ha	ha	BP	
69	利用者	BQ	複合経営	0.37	ha	ha	複合経営	0.37	ha	ha	BQ	
70	利用者	BR	複合経営	0.73	ha	ha	複合経営	0.73	ha	ha	BR	
71	利用者	BS	複合経営	0.91	ha	ha	複合経営	0.91	ha	ha	BS	
72	利用者	BT	複合経営	1.85	ha	ha	複合経営	1.85	ha	ha	BT	
73	利用者	BU	水稲	2.11	ha	ha	水稲	2.11	ha	ha	BU	
74	利用者	BV	水稲	0.29	ha	ha	水稲	0.29	ha	ha	BV	
75	利用者	BW	複合経営	1.46	ha	ha	複合経営	1.46	ha	ha	BW	
76	利用者	BX	複合経営	0.71	ha	ha	複合経営	0.71	ha	ha	BX	
77	利用者	BY	水稲	0.18	ha	ha	水稲	0.18	ha	ha	BY	
78	利用者	BZ	複合経営	1.89	ha	ha	複合経営	1.89	ha	ha	BZ	
79	利用者	CA	複合経営	2.41	ha	ha	複合経営	2.41	ha	ha	CA	
80	利用者	CB	複合経営	2.13	ha	ha	複合経営	2.13	ha	ha	CB	
81	利用者	CC	複合経営	0.1	ha	ha	複合経営	0.1	ha	ha	CC	
82	利用者	CD	複合経営	0.57	ha	ha	複合経営	0.57	ha	ha	CD	
83	利用者	CE	複合経営	1.03	ha	ha	複合経営	1.03	ha	ha	CE	
84	認農	CF	複合経営	3.25	ha	ha	複合経営	3.25	ha	ha	CF	
85	利用者	CG	水稲	0.72	ha	ha	水稲	0.72	ha	ha	CG	
86	利用者	CH	複合経営	2.18	ha	ha	複合経営	2.18	ha	ha	CH	
87	利用者	CI	複合経営	1.47	ha	ha	複合経営	1.47	ha	ha	CI	
88	利用者	CJ	複合経営	1.49	ha	ha	複合経営	1.49	ha	ha	CJ	
89	認農	CK	水稲	0.82	ha	ha	水稲	0.82	ha	ha	CK	
90	利用者	CL	複合経営	0.44	ha	ha	複合経営	0.44	ha	ha	CL	
91	認農	CM	複合経営	3.28	ha	ha	複合経営	3.28	ha	ha	CM	
92	利用者	CN	複合経営	0.17	ha	ha	複合経営	0.17	ha	ha	CN	
93	利用者	CO	水稲	0.68	ha	ha	水稲	0.68	ha	ha	CO	
94	認農	CP	水稲	0.61	ha	ha	水稲	0.61	ha	ha	CP	
95	利用者	CQ	複合経営	0.05	ha	ha	複合経営	0.05	ha	ha	CQ	
96	利用者	CR	複合経営	1.9	ha	ha	複合経営	1.9	ha	ha	CR	
97	利用者	CS	水稲	0.31	ha	ha	水稲	0.31	ha	ha	CS	
98	利用者	CT	複合経営	0.25	ha	ha	複合経営	0.25	ha	ha	CT	
99	認農	CU	複合経営	0.19	ha	ha	複合経営	0.19	ha	ha	CU	
100	利用者	CV	複合経営	0.1	ha	ha	複合経営	0.1	ha	ha	CV	
101	認農	CW	複合経営	3.59	ha	ha	複合経営	3.59	ha	ha	CW	
102	認農	CX	複合経営	1.48	ha	ha	複合経営	1.48	ha	ha	CX	
103	認農	CY	複合経営	0.18	ha	ha	複合経営	0.18	ha	ha	CY	
104	利用者	CZ	複合経営	0.5	ha	ha	複合経営	0.5	ha	ha	CZ	
105	利用者	DA	水稲	2.95	ha	ha	水稲	2.95	ha	ha	DA	
106	利用者	DB	複合経営	0.19	ha	ha	複合経営	0.19	ha	ha	DB	
107	利用者	DC	複合経営	0.28	ha	ha	複合経営	0.28	ha	ha	DC	
108	利用者	DD	複合経営	0.86	ha	ha	複合経営	0.86	ha	ha	DD	
109	利用者	DE	複合経営	0.41	ha	ha	複合経営	0.41	ha	ha	DE	
110	認農	DF	水稲	0.53	ha	ha	水稲	0.53	ha	ha	DF	
111	利用者	DG	複合経営	0.1	ha	ha	複合経営	0.1	ha	ha	DG	
112	利用者	DH	複合経営	2.18	ha	ha	複合経営	2.18	ha	ha	DH	
113	利用者	DI	複合経営	1.58	ha	ha	複合経営	1.58	ha	ha	DI	
114	利用者	DJ	複合経営	2.26	ha	ha	複合経営	2.26	ha	ha	DJ	
			合計	142.9	ha	ha	合計	142.9	ha	ha		

(別添)

中町地区地域資源保全会 地域資源保全管理構想
(令和3年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

- ・ 田 : 2,649a
- ・ 畑 : 66a

(2) 水路・農道

- ・ 水路 : 4.3 km
- ・ 農道 : 1.5 km

(3) その他施設

- ・ なし

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・ 遊休農地発生防止のための保全管理 毎年1回(6月)
- ・ 畦畔・農用地法面の草刈り 毎年3回(5月・7月・9月)
- ・ 異常気象時の見回り 洪水、台風、震度4以上の地震発生後
- ・ 応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(2) 用排水路・農道について行う活動

i) 用排水路

- ・ 水路の草刈り 毎年2回(4月・7月)
- ・ 水渡の泥上げ 毎年1回(4月)
- ・ 施設の適正管理 点検結果に応じて実施時期を決定
- ・ 異常気象時の見回り 洪水、台風、震度4以上の地震発生後
- ・ 応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

ii) 農道

- ・ 路肩・法面の草刈り 毎年2回(4月・7月)
- ・ 側溝の泥上げ 毎年1回(4月)
- ・ 施設の適正管理 点検結果に応じて実施時期を決定
- ・ 異常気象時の見回り 洪水、台風、震度4以上の地震発生後
- ・ 応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(3) その他施設

- ・ なし

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

①組織の構成員

別添「規約 参加同意書」のとおり

②意思決定方法

毎年、3月に役員会で活動案を作成し、3月の総会で了解を得る

(2) 構成員の役割分担

①農用地について行う活動

集落営農組織

担い手農家

土地持ち非農家

自作小規模農家

非農家

その他 ()

②用排水路、農道

集落営農組織

担い手農家

土地持ち非農家

自作小規模農家

非農家

その他 ()

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

人・農地プランは作成済みである

人・農地プランは未作成である

認定農業者と村内担い手に集約しており、今後も集約を継続する方向で地域農業の在り方を話し合っている最中である。

(2) 農地の利用集積

①現状

担い手に集積ができています。

担い手に概ね 50%ほど集積しており今後も集積率が向上するような話し合いを進める。

担い手に集積するために具体的な話し合いを進めているところである。

集積は全く進んでいない。

その他 ()

②目標

- 担い手集積ができており、今後も持続できるように努めていく。
- 担い手に概ね〇〇%の集積を目標に話し合いを進める。
- 今後、具体堰な話し合いの場を2か月以内に設けることができるよう努力していく。
- その他（ ）

5. 適切な施設（用排水路・農道）の保安全管理に向けて取り組む活動・方策

(4) 地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動

地域の景観・環境を維持することで、地域外の人や、これまで活動に参加されていない人の参加を促し、保安全管理活動の継続や強化を図る。

根岸地域資源保全会地域資源保全管理構想
(令和2年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	3,047	a
畑	76	a
草地		a
計)	3,123	

(2) 水路、農道、ため池

水路			
a) 開水路	7.70	km	
b) パイプライン		km	
附帯施設(大型集水砦、サイホン水槽ほか)			箇所
農道			
a) 本線	2.50	km	
b) 附帯施設(橋梁ほか)		箇所・km	
ため池			箇所

(3) その他施設等

・鳥獣害防止施設	箇所・km
・防風林	箇所・km
・暴風ネット	箇所・km
・揚水ポンプ	箇所
・その他()	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	1	回	(4月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	3	回	(6月、7月、9月)
・畦畔、農用地法面の草刈り	毎年	3	回	(6月、7月、9月)
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路				
・水路の草刈り	毎年	3	回	(6月、7月、9月)
・水路の泥上げ	毎年	2	回	(4月、5月)
・施設の適正管理(かんがい期前の注油等)	毎年	1	回	(4月)
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				
2) 農道				
・路肩、法面の草刈り	毎年	3	回	(6月、7月、9月)
・側溝の泥上げ	毎年	2	回	(4月、5月)
・施設の適正管理(農道の路面維持)	毎年		回	適宜、点検結果に応じ実施
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

3) ため池

・ため池の草刈り(堤体、管理用道路等)	毎年		回	(〇月、〇月、〇月)
・ため池の泥上げ				点検結果応じて実施時期を決定
・ため池附帯施設の保守管理				点検結果応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(3) その他施設について行う活動

ア) 揚水ポンプ(天開地区)	毎年4月に試運転、調整等の保守点検を行う。
----------------	-----------------------

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は「別紙」のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会により行う。
- ・総会の議事が、出席した構成員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。ただし、組織規約の変更、組織の解散、構成員の除名、役員解任については、出席者の議決権の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

- ①農用地について行う活動
 - ②水路、農道、ため池について行う活動
 - ③その他施設について行う活動
- 上記の内容については、以下の役割分担表のとおりとする。

役割分担表（参画活動項目及び対象構成員）

構 成 員 区 分	い 手 ） 農 業 者 （ 担	い 手 以 外 ） 農 業 者 （ 担	農 土 地 持 ち 非	地 域 住 民	そ の 他 （
活 動 項 目					
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	■	■			
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■			
・畦畔、農用地法面の草刈り	■	■			
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■	■			
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■			
・水路の泥上げ	■	■		■	
・施設の適正管理（かんがい前期の注油、ゲート塗布等）	■				
・配水操作（揚水ポンプの開閉運転操作、管理等）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■			
・側溝の泥上げ	■	■		■	
・施設の適正管理（農道の路面維持等）	■	■		■	
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
3) ため池					
・ため池の草刈り（堤体等）					
・ため池の泥上げ					
・附帯施設の適正管理（かんがい前期の清掃、ゲート保守）					
・異常気象時の見回り					
・応急措置					

③その他施設について行う活動						
・鳥獣害防護柵の適正管理						
・防風林の枝払い						
・暴風ネットの適正管理						
・その他（地域内農業用特定施設）						

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

まだ、「人・農地プラン」は策定しておらず、今後の方向性が定まっていないが、今後の地域内の保全管理活動や営農の担い手は、地域内又は隣接集落の認定農業者や大規模経営体であり、今後も継続した組織運営と担い手を中心とした地域農業を担っていきます。

(2) 農地の利用集積

概ね、地域内外の担い手を中心に集積が進んでおり、今後も集積率の向上にむけ、話し合いを進めてるところである。

また、近く予定される阿武隈川遊水地整備計画に基づき、現行の地域内優良農地が減少するため、隣接介在する農用地を地域内に編入のうえ、さらなる地域内担い手への集積向上に努めたい。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- 1) 地域内の景観・環境を維持することで、地域の魅力を地域内外に情報発信し、地域外の人や、これまでも活動に参加していない地域内の人の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 2) 地域内外の担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化に努める。
- 3) 農地周辺部の林地等の整備保全に努めるとともに、発生確認のあった遊休農地等については、適宜除草、耕耘により再生を図り、農用地及び施設の保全に努める。
- 4) 農業用施設の補修、更新を図り、営農の効率化や担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を強化し、役割分担により集落ぐるみの保全管理体制の強化に努める。

西原地区農地環境を守る会地域資源保全管理構想
(令和2年3月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田	5,972	a
畑	504	a
草地		a
計)	6,476	

(2) 水路、農道、ため池

水路			
a) 開水路	17.00	km	(支線・幹線水路を含む)
b) パイプライン		km	
附帯施設 (大型集水橋、サイホン水槽ほか)			箇所
農道			
a) 本線	2.90	km	
b) 附帯施設 (橋梁ほか)			箇所・km
ため池	16.0	箇所	

(3) その他施設等

・鳥獣害防止施設	箇所・km
・防風林	箇所・km
・暴風ネット	箇所・km
・揚水ポンプ	箇所
・その他 ()	箇所

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

・遊休農地等の発生状況の把握	毎年	2	回	(4月、12月)
・遊休農地発生防止のための保全活動	毎年	1	回	(11月)
・畦畔、農用地法面の草刈り	毎年	4	回	(6月～9月)
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果に応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路

・水路の草刈り	毎年	4	回	(6月～9月)
・水路の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理 (かんがい期前の注油等)	毎年	1	回	(4月)
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果に応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

2) 農道

・路肩、法面の草刈り	毎年	4	回	(6月～9月)
・側溝の泥上げ	毎年	1	回	(4月)
・施設の適正管理 (農道の路面維持)	毎年		回	適宜、点検結果に応じ実施
・異常気象時の見回り				洪水、台風、地震等の発生後
・応急措置				点検結果に応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

3) ため池

・ため池の草刈り (埧体、管理用道路等)	毎年	2	回	(7月、11月)
・ため池の泥上げ				点検結果に応じて実施時期を決定
・ため池附帯施設の保守管理				点検結果に応じて実施内容、時期を決定
(なお、施設の範囲・位置は別紙のとおり)				

(3) その他施設について行う活動

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・組織の構成員は「別紙」のとおりとする。
- ・組織の意思決定は総会、又は臨時会により行う。
- ・総会の議事が、出席した構成員の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
ただし、組織規約の変更、組織の解散、構成員の除名、役員解任については、出席者の議決権の3分の2以上により決する。

(2) 構成員の役割分担

- ①農用地について行う活動
 - ②水路、農道、ため池について行う活動
 - ③その他施設について行う活動
- 上記の内容については、以下の役割分担表のとおりとする。

役割分担表（参画活動項目及び対象構成員）

構 成 員 区 分	い 農 業 者 （ 担 手 ）	い 農 業 者 （ 外 ） 担 手	農 土 地 持 ち 非	地 域 住 民	（ そ の 他 ）
活 動 項 目					
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握	■	■			
・遊休農地等発生防止のための保全活動	■	■	■		
・畦畔、農用地法面の草刈り	■	■			
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■	■			
②水路、農道、ため池について行う活動					
1) 水路					
・水路の草刈り	■	■			
・水路の泥上げ	■	■		■	
・施設の適正管理（かんがい前期の注油、ゲート塗布等）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■	■			
2) 農道					
・路肩、法面の草刈り	■	■		■	
・側溝の泥上げ	■	■		■	
・施設の適正管理（農道の路面維持等）	■	■		■	
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■				
3) ため池					
・ため池の草刈り（堤体等）	■	■		■	
・ため池の泥上げ	■	■		■	
・附帯施設の適正管理（かんがい前期の清掃、ゲート保守）	■				
・異常気象時の見回り	■				
・応急措置	■	■			

③その他施設について行う活動					
・鳥獣害防護柵の適正管理					
・防風林の枝払い					
・暴風ネットの適正管理					
・その他（地域内農業用特定施設）					

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

また、「人・農地プラン」は策定しておらず、今後の方向性が定まっていないが、今後の地域内の保全管理活動や営農の担い手は、地域内又は隣接集落の認定農業者や大規模経営体であり、今後も継続した組織運営と担い手を中心とした地域農業を担っていきます。

(2) 農地の利用集積

概ね、地域内外の担い手を中心に集積が進んでおり、今後も集積率の向上にむけ、話し合いを進めてるところである。

また、将来的には、旧圃場規模（10a）の解消、担い手への規模拡大（集積）と効率的な営農のため大規模区画の基盤整備等実施に向けた検討、話し合いを進めている。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

- 1) 地域内の景観・環境を維持することで、地域の魅力を地域内外に情報発信し、地域外の人や、これまでも活動に参加していない地域内の人の参加を促し、保全管理活動の継続や強化を図る。
- 2) 地域内外の担い手（中心経営体）との協力・役割分担により保全管理の強化に努める。
- 3) 農地周辺部の林地等の整備保全に努めるとともに、発生確認のあった遊休農地等については、適宜除草、耕耘により再生を図り、農用地及び施設の保全に努める。
- 4) 農業用施設の補修、更新を図り、営農の効率化や担い手への集積を進め、地域の農業生産体制を強化し、役割分担により集落ぐるみの保全管理体制の強化に努める。

